



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第24回 弁護士会で憲法を議論すること ～故・菅沼一王先生が遺したもの～

憲法問題対策センター副委員長 伊井 和彦 (37 期)

1. 平成23年12月10日、東京弁護士会・憲法問題対策センターの委員長代行であった菅沼一王先生が急逝された。まだ60歳、任期途中のあまりに突然の早過ぎるお別れであった。

私は、弁護士になったばかりの頃から二十数年にわたり、公私にわたり菅沼先生とお付き合いさせてもらい、その弁護士としての知識と能力の確かさ、バランス感覚の素晴らしさ、人権・平和への熱く激しい思い、他人の意見や価値観への配慮等、すべてにおいて敬愛する先輩であった。

菅沼先生との思い出は尽きないが、本稿では、特にこの10年近く菅沼先生が尽力された憲法問題に関する活動（日弁連・憲法委員会の事務局長及び副委員長、東弁・憲法問題対策センターの副委員長及び委員長代行）について振り返りながら、弁護士会において憲法を議論することの意義と難しさについて、考えてみたい。

2. 憲法に関する問題について問われた時、弁護士なら皆、それぞれの思いがあるはずである。法律家を目指した時、真っ先に勉強したのは憲法であり、そこから基本的人権と平和についてまず学び、同時に憲法の目指した理想と現実社会の矛盾について、誰もが考えさせられてきた。そして、弁護士それぞれの思想・信条がもっとも反映されるのも憲法に関する考え方であり、弁護士会で憲法関連の問題を議論する時も、それ故にともすれば紛糾し、あるいはなかなかまとめることは難しい。弁護士会が強制加入団体であることからすれば、尚更である。

3. 菅沼先生もまた、特に平和憲法の理念を守るということに関して、強い意志と熱い情熱を持っておられた。しかし同時に、弁護士会として意見を出す以上、いろいろな意見がある場合にはそれぞれの思想・信条あるいは価値観を否定することのないよう、言葉遣いや表現には殊更に気を配り、バランスをとっておられた。

そうであればこそ、菅沼先生は、日弁連や東弁の憲法問題に関する意見書等には常に起案に関わり、特に東弁会長声明はほとんど起案しておられた。憲法問題に関する知識と情報量それにバランス感覚は他の追随を許さず、誰もが最後は菅沼先生を頼りにしていた。

4. その菅沼先生はもういない。それでも、世の中の流れは待つてはくれない。菅沼先生が亡くなって2週間余りの平成23年の年末、政府は武器輸出三原則等の大幅な緩和を発表した。秘密保全法制の問題も再び議論になっているし、国会には憲法審査会が衆参両院に設置され、いつ憲法改正問題が動き出してもおかしくない。

それなのに、菅沼先生がいなくなって東弁の憲法問題の活動が鈍くなったと言われては、菅沼先生に申し訳が立たない。東弁・憲法問題対策センターとしては、これからも切磋琢磨して、弁護士会における憲法問題の議論の意義を考え、推し進めていくつもりである。